

3 文科初第 1 7 6 6 号
令和 3 年 1 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 私 立 大 学 長（大学院大学を除く）

文部科学省初等中等教育局長
伯 井 美 徳

文部科学省高等教育局長
増 子 宏

文部科学省大臣官房国際課長
小 林 万里子

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育
課程の基準の特例の一部を改正する告示について（通知）

このたび、別添 1 のとおり「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例」（平成 2 7 年文部科学省告示第 1 2 7 号。以下「平成 2 7 年告示」という。）の一部を改正する告示が、令和 3 年 1 2 月 2 8 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されます。

今回の国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示（令和 3 年文部科学省告示第 2 0 2 号。以下「令和 3 年告示」という。）の趣旨、概要及び留意事項等については、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応いただくようお願いいたします。

また、本特例が国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校である高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を対象としていることを

踏まえ、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校及び域内の高等学校を所管する指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の高等学校に対して、このことを周知くださるようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

今回の改正の趣旨は、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を履修する生徒の負担を軽減し、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムと高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下同じ。）の教科・科目等の双方を無理なく履修できるようにするとともに、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの普及をより一層推進する観点から、令和3年告示による改正後の平成27年告示（別添2。以下「新告示」という。）において、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目と高等学校学習指導要領の必履修教科・科目等の対応関係を示すものであること。

第2 改正の概要

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において、新告示第2号において示す基準を満たしている場合には、学校設定科目又は学校設定教科に関する科目として開設された国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目のうち、新告示第1号の表の上欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を履修したときは、新告示第1号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等を履修したものとみなすことができること。また、新告示第1号の表の上欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目について修得した単位数のうち、新告示第1号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等の単位数として当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が認める単位数については、当該必履修教科・科目等として修得したものとみなすことができること。

第3 留意事項

- 1 新告示第1号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等と対応する国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目については、新告示第2号イに示す基準を満たすための内容事項等の取扱いに関して、文部科学省委託事業として実施している文部科学省IB教育推進コンソーシアムにおける調査結果を踏まえて、別途事務連絡において示すこととしており、各学校における教育課程編成に際しては、これを参考にされたいこと。
- 2 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの各科目の単位の修得をもって、新告示第1号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等の単位の修得と

みなすことができる単位数は、高等学校学習指導要領第1章第2款3(1)イに規定する標準単位数以下の単位数に限ること。なお、SL科目及びHL科目の学習に推奨されている時間（SL科目が150時間、HL科目が240時間）を高等学校学習指導要領上の単位数に換算すると、SL科目は最低6単位相当、HL科目は最低9単位相当であるので、教育課程編成に際しては、これを参考にされたいこと。

3 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目「ランゲージB」を英語以外の外国語で履修する場合は、高等学校学習指導要領の教科「外国語」のうち「英語コミュニケーションI」に準じて設ける学校設定科目として、必履修科目とみなすことが可能であること。その際、教科「外国語」の目標及び「英語コミュニケーションI」の目標・内容等に準拠した科目となるよう留意すること。

4 各大学においては、入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価する観点から、入学者選抜において、学部等の特性も踏まえつつ、国際バカロレアの資格や成績の積極的な活用をより一層図ることが望ましいこと。

また、各大学の入学者選抜の出願要件等において、新告示第1号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等の単位の修得を求めている場合、新告示第1号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等の単位数として国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が新告示第1号の表の上欄に掲げる国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の単位の修得を認める場合には、これをもって、当該必履修教科・科目等の単位の修得をしたものとみなすこと。

なお、実際の入学者選抜における国際バカロレアの資格や成績の扱いについては、毎年度6月頃に大学・高等学校関係団体の代表者等による協議を経て策定される「大学入学者選抜実施要項」によること。

5 指導要録及び調査書の扱いについては、別途事務連絡において示す予定としており、これを参考にされたいこと。

第4 施行期日

1 新告示は、令和4年4月1日から施行されること。

2 新告示については、令和4年4月1日以降高等学校に入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用すること。

3 令和4年4月1日より前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定については、「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示」（令和元年文部科学省告示第112号）による改正後の平成27年告示を適用すること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
教育課程課教育課程企画室
電 話：03-5253-4111（代表）
内線 2368

<大学入学者選抜に関するもの>
文部科学省高等教育局
大学振興課大学入試室
電 話：03-5253-4111（代表）
内線 2495

<国際バカロレアの推進及び文部科学省 I B
教育推進コンソーシアムに関するもの>
文部科学省大臣官房国際課
国際協力企画室
電 話：03-5253-4111（代表）
内線 3222

○文部科学省告示第二百二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十八条の二（同令第百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

文部科学大臣 末松 信介

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例（平成二十七年文部科学省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次号に定める基準を満たしている場合には、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第1章第2款3（1）エ又はオに規定する学校設定科目又は学校設定教科に関する科目（以下「学校設定科目等」という。）として開設された国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目のうち、次の表の上欄に掲げる科目を履修したときは、同表の下欄に掲げる同章同款3（2）アに規定する必修教科・科目及び総合的な探究の時間（以下「必修教科・科目等」という。）を履修したものとみなし、当該上欄に掲げる科目について修得した単位数のうち、当該下欄に掲げる必修教科・科目等の単位数として当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が認める単位数（同章同款3（1）イに規定する標準単位数以下の単位数に限る。）については、当該必修教科・科目等として修得したものとみなすことができること。

ランゲージA…ランゲージ・ア ンド・リタラチャー	現代の国語
ランゲージA…ランゲージ・ア ンド・リタラチャー	言語文化
ランゲージA…リタラチャー	言語文化
ジオグラフィ	地理総合
ヒストリー	歴史総合
マセマティクス…アナリシス ・アンド・アプローチ	数学I
マセマティクス…アプリケー ションズ・アンド・インタープ	数学I

改正前

一 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次号に定める基準を満たしている場合には、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第二款の4又は5に規定する学校設定科目又は学校設定教科に関する科目（以下「学校設定科目等」という。）として開設された国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目のうち、次の表の上欄に掲げる科目を履修したときは、同表の下欄に掲げる同章第三款の1に規定する必修教科・科目及び総合的な探究の時間（以下「必修教科・科目等」という。）を履修したものとみなし、当該上欄に掲げる科目について修得した単位数のうち、当該下欄に掲げる必修教科・科目等の単位数として当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が認める単位数（同章第二款の2に規定する標準単位数以下の単位数に限る。）については、当該必修教科・科目等として修得したものとみなすことができること。

ヒストリー	世界史A
ヒストリー	世界史B
ヒストリー ハイヤーレベル	日本史A
ヒストリー ハイヤーレベル	日本史B
ジオグラフィ	地理A
ジオグラフィ	地理B
マセマティクス…アナリシス ・アンド・アプローチ	数学I

備考 表中の「」の記載は注記である。

二〇四〔略〕

セオリー・オブ・ナレッジ	ランゲージB	ヴィジュアル・アーツ	ミュージック	バイオロジー	ケミストリー	ライティング	フィジックス	リテーション
総合的な探究の時間	英語コミュニケーションI	美術I	音楽I	生物基礎	化学基礎		物理基礎	

二〇四〔略〕

セオリー・オブ・ナレッジ	ランゲージB	ヴィジュアル・アーツ	ミュージック	バイオロジー	ケミストリー	フィジックス	マセマティクス…アプリケーションズ・アンド・インタプリテーション	数学I
総合的な探究の時間	コミュニケーション英語I	美術I	音楽I	生物基礎	化学基礎	物理基礎		

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、この告示による改正後の国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の規定は、同日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条（同令第百十三条第一項で準用する場合を含む。）の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒（同日以降に同令第九十一条の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第百二十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十八条の二（同令第百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年八月十九日

文部科学大臣 下村 博文

改正 平成三十一年 二月二十六日文部科学省告示 第十九号

令和 元年十二月二十六日同 第一百十二号

令和 三年十二月二十八日同 第二百二号

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例

学校教育法施行規則第八十八条の二（同令第百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを提供する学校として認められた高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校」という。）において国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを円滑に実施することができるよう次のように教育課程の基準の特例を定める。

一 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において、教育基本法（平成十八年法律第百二

十号)及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次号に定める基準を満たしている場合には、高等学校学習指導要領(平成三十年文部科学省告示第六十八号)第1章第2款の3(1)エ又はオに規定する学校設定科目又は学校設定教科に関する科目(以下「学校設定科目等」という。)として開設された国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目のうち、次の表の上欄に掲げる科目を履修したときは、同表の下欄に掲げる同章同款3(2)アに規定する必修教科・科目及び総合的な探究の時間(以下「必修教科・科目等」という。)を履修したものとみなし、当該上欄に掲げる科目について修得した単位数のうち、当該下欄に掲げる必修教科・科目等の単位数として当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が認める単位数(同章同款3(1)イに規定する標準単位数以下の単位数に限る。)については、当該必修教科・科目等として修得したものとみなすことができること。

ランゲージA…ランゲージ・ア ンド・リタラチャー	現代の国語
ランゲージA…ランゲージ・ア ンド・リタラチャー	言語文化
ランゲージA…リタラチャー	言語文化

ジオグラフィ	地理総合
ヒストリー	歴史総合
マセマティクス…アナリシス ・アンド・アプローチズ	数学Ⅰ
マセマティクス…アプリーケーションズ・アインタープリ リテーション	数学Ⅰ
フィジックス	物理基礎
ケミストリー	化学基礎
バイオロジ	生物基礎
ミュージック	音楽Ⅰ
ヴィジュアル・アーツ	美術Ⅰ
ランゲージB	英語コミュニケーションⅠ
セオリー・オブ・ナレッジ	総合的な探究の時間

二 前号の基準は、次に掲げるとおりとする。

イ 前号の表の下欄に掲げる必修教科・科目等において、全ての生徒に履修させる内容として定められている事項が、それぞれ同表の上欄に掲げる科目において適切に取り扱われていること。

ロ 生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。

ハイ及びロに掲げるもののほか、生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

三 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校の普通科においては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を履修する生徒が学校設定科目等について修得した単位数を、合わせて三十六単位を超えない範囲で当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。

四 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校においては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを履修し又は履修することが見込まれる生徒に対し、国語以外の教科、総合的な探究の時間及び特別活動について、英語による指導を行うことができること。

附 則（平成二十七年八月十九日文科科学省告示第百二十七号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（学校教育法施行規則第八十八条の二の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件の一部改正）

2 学校教育法施行規則第八十八条の二の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件（平成二十七年文部科学省告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

件名及び本則中「第八十八条の二」を「第八十八条の三」に改める。

附 則（平成三十一年二月二十六日文部科学省告示第十九号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、この告示による改正後の国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の規定は、同日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条（同令第百十三条第一項で準用する場合を含む。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

附 則（令和元年十二月二十六日文部科学省告示第百十二号）

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示による改正後の国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例（次項において「新告示」という。）の規定は、令和二年四月一日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。次項において同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条（同令第百十三条第一項で準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程によ

り履修するものを除く。)に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、令和二年四月一日前に高等学校に入学した生徒(同日以降に学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。)であつても、当該生徒が新告示第一号の表の上欄に掲げる科目を履修したときは、同号の規定により同号の表の下欄に掲げる必履修教科・科目等を履修したものとみなし、当該必履修教科・科目等の単位を修得したものとみなすことができる。この場合において、平成三十一年四月一日前に高等学校に入学した生徒(同日以降に同条の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。)に係る同号の規定の適用については、同号中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」とする。

附 則 (令和三年十二月二十八日文科省告示第二百二号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、この告示による改正後の国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の規定は、同日以降高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)に入学した生徒(学校教育法施行規則第九十一条(同令第百十三条第一項で準用する場合を含む。))の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒(同日以降に同令第九十一条の規定により入学した生徒であつて同日前に入学し

た生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定については、なお従前の例による。